

J R 東海労働関西地「申」第15号
2021年11月1日

東海旅客鉄道株式会社
新幹線鉄道事業本部関西支社
支社長 畑田 整吾 殿

J R 東海労働組合新幹線関西地方本部
執行委員長 笹田 伸治

「新幹線乗務員に対する54歳原則出向」が取り消しとなった
組合員の個人情報の返却と、提出書類の費用の支払いを求める申し入れ

会社は、10月1日からの出向を予定していた4名の組合員に対して突如、出向取り消しの通告を行った。突然の取り消しとなった正式な会社としての謝罪は未だに行われていない。

先月9月、4名の内の3名の組合員は出向先会社であった警備会社「㈱スリーエス」へ赴き、出向先会社の担当者との面談、適性検査や健康診断を終了していた。

さらに、出向先会社が面談時に、後日、「住民票」「身分証明書」「証明写真」を提出するよう求めたため、一旦立て替えて準備を整えた組合員もいる。

出向の取り消しを通告された組合員は、職場の管理者に対して、出向先会社で提供した自身の個人情報である上記の面談内容、検査内容を返却するよう申し入れたが未だに返答がない。そして、出向先会社が求めた「住民票」「身分証明書」「証明写真」の費用については、面談に同席した関西支社長野課長が「会社が負担します。」と説明している。

会社は、㈱スリーエスへの出向を取り消したのであるから、3名の組合員の個人情報の返却と、証明書類の取得にかかった費用を早急に支払うべきである。

よって、下記の通り申し入れるので早急に団体交渉を開催の場を設定すること。

記

1. 出向先会社での面談時に3名の組合員が提供した個人情報の項目を明らかにすること。
2. 3名の組合員の個人情報を出向先会社「㈱スリーエス」から会社が責任をもって全て回収し、厳重に取り扱い本人に返却すること。

3. 組合員は、出向先会社から「住民票」「身分証明書」「証明写真」を提出するよう求められたため、必要書類を取得している。この費用については会社が負担すべきであると考え、早急に領収書を回収し、立て替えている組合員に費用を支払うこと。
4. 3項の費用については、面談時に同席した関西支社長野課長が「会社が負担します」と説明している。その事実に基づき早急に精算すること。

以上